

## アマチュア無線による災害時応援協定

社団法人日本アマチュア無線連盟山形県支部（以下「JARL山形県支部」という。）と山形県（以下「県」という。）は、県が災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）に基づき実施する災害時における情報の収集伝達に関し、次のとおり協定する。

JARL山形県支部

支部長 高橋良信



山形県知事 高橋和雄



### （目的）

第1条 この協定は、山形県内及びその周辺で大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、JARL山形県支部のアマチュア無線局が県に協力して、災害情報の収集伝達を行うために必要な事項について定めることを目的とする。

### （性格）

第2条 前条におけるアマチュア無線局の活動は、ボランティア精神に基づく活動とする。

### （構成員）

第3条 この協定において、情報の収集伝達を行う者は、JARL山形県支部の構成員（以下「構成員」という。）とする。

2 JARL山形県支部は毎年1回構成員名簿の見直しを行い、県に提出するものとする。

(災 害)

第4条 この協定において「災害」とは、災対法第2条第1項第1号に定めるものとする。

(要 請)

第5条 県は、災害時において、公衆通信網その他の手段による通信連絡が困難又は不可能な場合で災害情報の収集伝達上必要があると認める時等は、JARL山形県支部及び構成員に対し、情報の収集伝達について、協力を要請することができる。

(情報の提供)

第6条 JARL山形県支部の構成員は、県から協力要請がなくても必要と思われる災害情報については、県に提供することができるものとする。

(連絡系統)

第7条 JARL山形県支部と県との情報連絡系統は、別紙のとおりとする。

(情報収集連絡の訓練)

第8条 JARL山形県支部及び県は、非常災害時の災害情報収集伝達を迅速かつ的確に行うため毎年共同して訓練を行うものとする。

(雑 則)

第9条 この協定に定めのない事項又は規定している事項に疑義を生じた場合には、JARL山形県支部と県は協議のうえ決定する。

附 則 この協定は平成 9年 5月 28日から実施する。

JARL山形県支部と県とは、本協定書を2通作成し、それぞれ署名押印のうえ、その1通を保有する。